

日連提出議題

議題1 持続可能な全国大会に向けた取り組みについて

1 平板測量競技会の公開競技に向けた運営細則の一部改定について（案）

日本学校農業クラブ連盟運営細則

細則4 年次大会開催に関する規約（平成22年5月24日施行）

現行

第5条 年次大会（全国大会）の内容は次のとおりとする。ただし、記念年次大会の内容については若干変更できることとする。

- 1 プロジェクト発表会
- 2 意見発表会
- 3 平板測量競技会
- 4 農業鑑定競技会
- 5 クラブ員代表者会議
- 6 大会式典
- 7 代議員会
- 8 公開競技等

以下の種目は公開競技として、大会事務局の判断により開催することができる。

- ① 家畜審査競技会
- ② 農業情報処理競技会
- 9 実施競技のオプション化

平板測量競技会については、原則として開催するものとするが、大会開催県等の事情により開催できない場合には、実施大綱（素案）の段階で理由を提案し、代議員会で了承されればオプション化を可能とする。

改定案

第5条 年次大会（全国大会）の内容は次のとおりとする。ただし、記念年次大会の内容については若干変更できることとする。

- 1 プロジェクト発表会
- 2 意見発表会
- 3 農業鑑定競技会
- 4 クラブ員代表者会議
- 5 大会式典
- 6 代議員会
- 7 公開競技等

以下の種目は公開競技として、大会事務局の判断により開催することができる。

- ① 家畜審査競技会
- ② 農業情報処理競技会
- ③ **平板測量競技会**

~~9 実施競技のオプション化~~

~~平板測量競技会については、原則として開催するものとするが、大会開催県等の事情により開催できない場合には、実施大綱(素案)の段階で理由を提案し、代議員会で了承されればオプション化を可能とする。(9に関しては削除)~~

<変更内容>

平板測量競技会を公開競技とし、開催都道府県の判断で開催できる形としていく。

<理由>

① 教科 農業 における平板測量の位置づけ

測量の基礎を学べる大切な教材ではあるが、測量士の資格取得に関わる試験内容からも平板測量はなくなり、時代の変化から学習成果を発表する全国大会の競技会として相応しいと言えないものになっている。

② 競技会としての継続性

平板測量の器具製造はすでに終了しており、新品は購入できない状況である。

③ 持続可能な全国大会に向けた発表会・競技会数の改革

全国大会運営の負担軽減

- ・県連提出議題では県代表からブロック代表へ変更して欲しいという要望もあったが、ブロック代表を決めるとなるとブロック大会の負担が増え、結果として持続可能な大会に繋がらない。
- ・審査員の確保および技量の担保が難しく、全国大会運営・費用面で大きな負担となっている。

<今後の流れ>

全国大会実施大綱(素案)は開催3年前の春季代議員会に提出されるため、本議案が承認され、運営細則が変更しても最短で3年後の全国大会からの変更となる。全国大会の改革は喫緊の課題であるため、令和8年度春季代議員会で内容の提案し、意見を集約し、同年度秋季代議員会で決議をお願いしたい。

<スケジュール>

令和8年度 春季代議員会にて内容の提案

意見集約

秋季代議員会にて決議(以下、承認頂ければ)

令和9年度 新会則・運営細則・開催準備要項にて運用(令和12年度全国大会より公開競技とする)

議題2 全国大会実施基準の一部改定について

令和9年度全国大会実施基準に向け、以下の内容について一部改定することを提案する。

共通事項

(4) 表彰について

●優秀賞

現行

次の範囲で成績優秀者と認定し優秀賞を贈る。

- ①プロジェクト発表会 各分野それぞれ3～4
- ②意見発表会 各分野それぞれ3～4
- ③平板測量競技会 出場チームの概ね3分の1
- ④農業鑑定競技会 各分野出場者の概ね3分の1

改定案

次の範囲を目安とし、審査会および総審査会で成績優秀者と認定し優秀賞を贈る。

- ①プロジェクト発表会 各分野それぞれ3～4
- ②意見発表会 各分野それぞれ3～4
- ③平板測量競技会 出場チームの概ね3分の1
- ④農業鑑定競技会 各分野出場者の概ね3分の1

<理由>

これまで全国大会の発表会や競技会で担ってきた学習成果を発表する機会を担保しながら、出場するクラブ員の習熟度によって優秀賞の価値が変わらず、日頃の学習成果を正当に評価するため。

プロジェクト発表会 補足説明

3 「発表および準備時間」について

現行

準備時間の設定の目的は、マイクやプロジェクター等の点検にあるから、発表内容の宣伝や拡大と認められた場合は、採点基準の「発表方法」で減点の対象とする。

改定案

準備時間の設定の目的は、マイクやプロジェクター等の点検にあるから、発表内容の宣伝や拡大または、審査および運営の妨げになると認められた場合は、採点基準の「発表方法」で減点の対象とする。

現行

6 「計測機器の持ち込み」について

計測機器は計時機能のみとし、持ち込みは制限しない。発表中の補助者からの掲示や合図は認めない。

改定案

6 「発表会場への持ち込み」について

発表者席に持ち込めるものは発表原稿および計時機能のみの計測機器とする。それ以外の情報端末機器等の持ち込みは認めない。また発表中の補助者からの掲示や合図は認めない。

大会事務局が用意するもの以外で発表に必要なものについては発表校が用意する。なお、発表校が用意した機器のトラブルについては発表校の責任とする。

<理由>

3 「発表および準備時間」について

必要以上の準備時間の使い方によって大会運営に支障がでることも想定されるため、準備時間の目的を正しく理解いただき、かつ大会運営を円滑にするため。

6 「計測機器の持ち込み」について

これまでの表記ではどこに持ち込むことを制限しているのかが不明瞭であったため、明文化した。またタブレット等による発表が今後増えてくることも想定されるため、持ち込めるものという形で整理した。